

さぬき市子ども読書活動推進計画



さぬき市
令和3年3月

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」より）

人が人間としての根っこを持ち、生きる力を身に付けて学び続ける人生を歩むためには、豊かな感性と健康な心身を持つことが必要不可欠なことであると考えられます。その基盤には、言葉を使いこなす言語能力と言語で思考を深める内言語によって鍛錬され豊かに耕された思考力があるとされています。読書によってこれらの言語能力を磨き鍛えることで、多種多様な間接体験をすることができ、自らの経験を増やすことが可能になり、逞しく生きる力を持った大人に成長するものと考えます。読書は、先人や同時代の人とのコミュニケーションの場であり、未知の世界への道案内ともなるなど、自分の頭で考え抜く訓練の機会を与えてくれます。また、子どもが言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、人生をよりよく生きる上で欠くことができないものであり、大人になっても人生をどう生きるかについての示唆を与えてくれるものだと思っています。

このたび、当初計画及び改訂版の目的や基本方針を引き継ぎながら、計画期間中の事業の実施状況と成果を検証したうえで時代の変化を踏まえて見直しを図り、「さぬき市子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、子どもが読書の楽しさや大切さを知ることができるよう、読書環境の整備を図り、多様な読書の機会の提供に努め、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定にご尽力いただきましたさぬき市子ども読書活動推進会議委員の方々に深甚より感謝を申し上げます。

令和3年3月

さぬき市教育委員会教育長 安藤 正倫

目 次

第1章	子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	
1	計画の趣旨	1
2	計画の基本方針	1
3	計画の施策体系	2
4	計画の期間	2
第2章	前計画における取り組み状況	
1	家庭における読書活動の推進	3
2	学校等における読書活動の推進	4
3	図書館における読書活動の推進	4
4	関係機関・団体等の連携・協力	5
5	啓発事業	5
第3章	子どもの読書活動推進のための具体的施策	
1	家庭、学校、地域等における子どもの読書活動の推進	
	(1) 家庭における読書活動の推進	6
	(2) 学校における読書活動の推進	7
	(3) 保育所・保育園、幼稚園、こども園における読書活動の推進	8
	(4) 図書館、地域等における読書活動の推進	9
2	読書環境の整備と充実	
	(1) 学校図書館の整備・充実	10
	(2) 市立図書館の整備・充実	11
3	関係機関・団体の連携と協力	
	(1) 学校図書館への支援・協力	12
	(2) 保育所・保育園、幼稚園、こども園、児童館への協力	12
	(3) 各種民間団体との連携	12
4	啓発・広報活動	
	(1) 啓発事業の開催	13
	(2) 広報活動の推進	13
第4章	読書活動推進計画の管理と今後の取り組み	
1	読書活動推進体制の進行管理	14
2	財政上の措置	14
参考資料		
1	子どもの読書活動の推進に関する法律	17
2	さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱	19
3	さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿	20

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

読書に関する国を挙げての取り組みの一つとして、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に施行され、この法律に基づき本市において、平成17年3月に「さぬき市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後2度の改訂を行いながら、家庭、地域、学校、図書館等の連携の下、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

令和元年11月に実施した「さぬき市の子どもの読書についてのアンケート」調査結果では、本を読むことが「好き」、又は「どちらかといえば好き」を選んだ子どもは、全ての年代で50%以上となっており、家で読書を月1回以上行っている子どもの割合は、多くの年代で減少する結果となっています。

本計画は、これまでの取り組みの成果と反省を踏まえ、子どもの読書活動を推進するために、本市における子どもの読書活動推進にあたっての方針を示し、関連する施策を総合的に取り組むための計画として策定するものです。

また、「さぬき市総合計画基本計画」の分野別計画である「さぬき市教育振興基本計画」及び「さぬき市生涯学習基本計画」に基づく、読書活動に関わる分野別計画として具体的施策を示すものです。

2 計画の基本方針

子どもが本と出会うことにより豊かな心を育み、また情報を読みとく読解力を身に付けることは、生涯にわたって学び考え、自立して生きる力を持つ助けとなります。

本市における実態を踏まえた上で、市民一人一人が子どものための読書活動推進に自主的に取り組むことができるよう、次のことを基本方針として取り組みます。

(1) 子どもが読書に親しめる機会の提供と読書環境の整備

子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた読書に親しめる機会の提供と読書環境の整備を図ります。

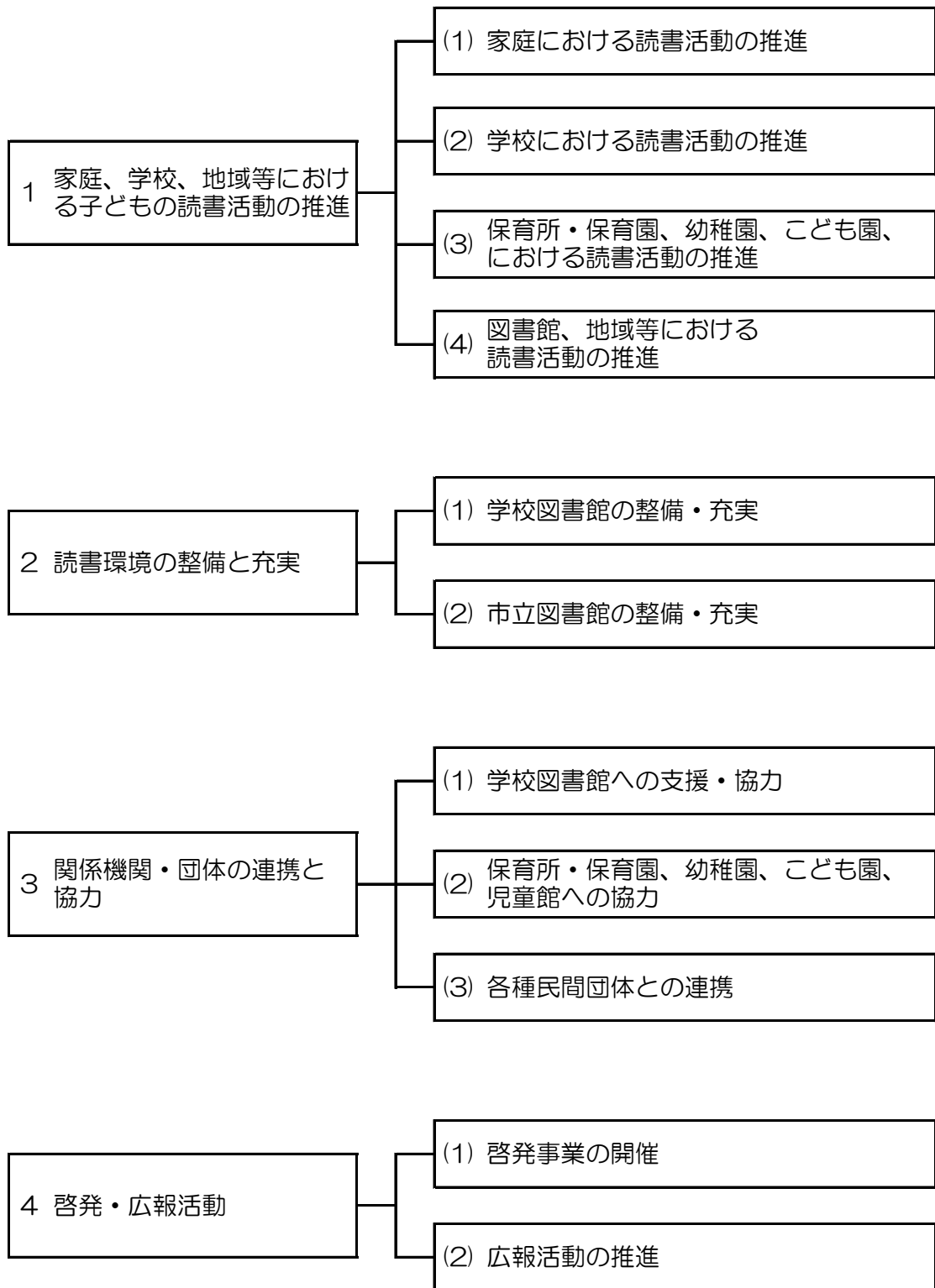
(2) 子どもを取り巻く社会全体での取り組みの推進

家庭、地域、学校等が互いに連携できるよう、協力体制の整備や、相互の情報交換を行うことにより、子どもの読書活動の推進に社会全体で取り組めるよう努めます。また、地域の人材の育成と活用を図ります。

(3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めるため、広く啓発活動を進めます。

3 計画の施策体系



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、5年間経過後に社会変化等、時代のニーズに合わせて見直すものとします。

第2章 前計画における取り組み状況

1 家庭における読書活動の推進

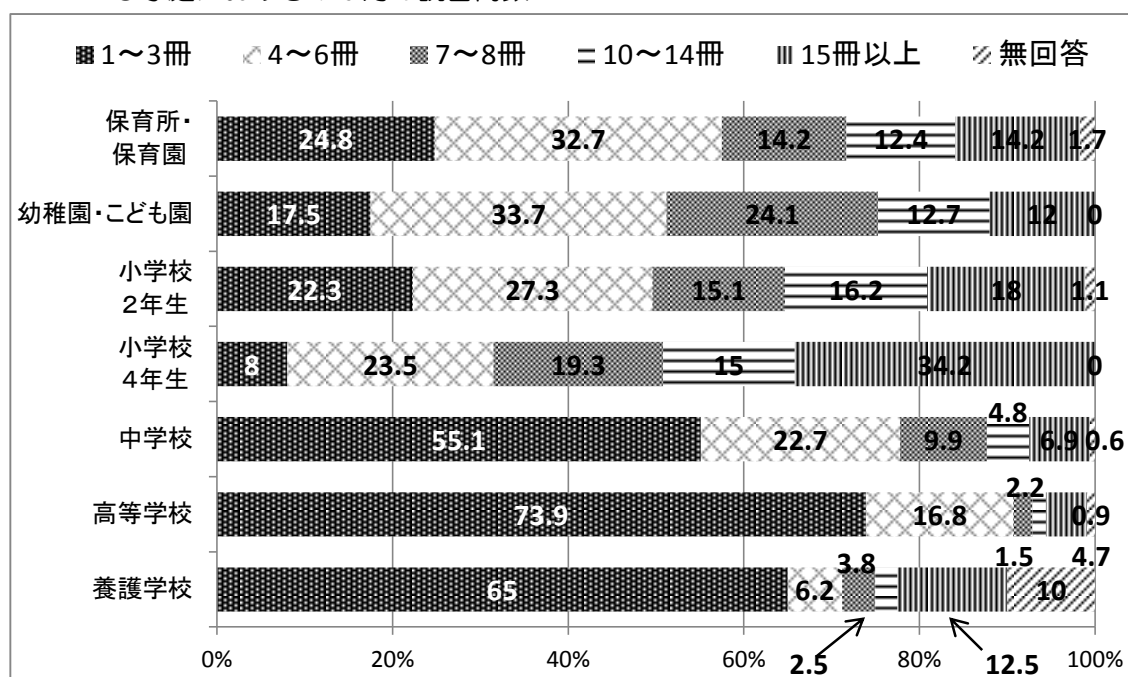
○家庭で読書を月1回以上行っている子どもの割合

	平成21年度	平成26年度	令和元年度
保育所・保育園	98.5%	96.1%	96.4%
幼稚園、こども園	98.8%	97.6%	95.2%
小学校2年生	99.1%	92.1%	88.8%
小学校4年生	98.5%	92.0%	90.9%
中学校	96.2%	91.0%	81.4%
高等学校	81.4%	60.1%	57.4%
養護学校	74.7%	42.6%	58.8%

・家庭で読書する子どもは、保育所・保育園以外の年代で減少しており、特に中学校と高等学校で年々その割合が大きく減っています。養護学校はこの5年間で増加しています。

・近年の情報通信手段の急速な普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。児童生徒のスマートフォンの利用率は、年々増加し、幼児も使用するなど低年齢化しています。個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も近年の特徴です。

○家庭における1か月の読書冊数



・中学生までに読書習慣の形成を一層効果的に図る必要があり、また、高校生には読書の関心度合いが上がるような取り組みが必要です。

2 学校等における読書活動の推進

○読書機会の提供

小学校、中学校、高等学校、養護学校の全ての学校で一斉読書が行われています。これにより1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は0%となっています。

○「学校図書館図書標準^{*1}」を達成している学校の割合と達成率

小学校	100.0% (達成率199.2%)
中学校	100.0% (達成率162.9%)

- 学校図書館図書標準を達成しているものの、除架や除籍等手入れがなされていないため、古い蔵書の多い学校図書館もあります。人的体制を確立し、学校図書標準の達成を維持すると共に、蔵書の整備を進めます。
- 保育所・保育園、幼稚園、こども園等においても同様の状況にあるため、人的体制を確立し、蔵書の充実と整備を進めます。

3 図書館における読書活動の推進

○児童書貸出冊数の推移

年度	志度図書館	寒川図書館	合計(冊)	対前年比(%)
22	54,804	32,575	87,379	102.3
23	55,394	28,820	84,214	96.4
24	53,125	30,877	84,002	99.7
25	49,334	29,747	79,081	94.1
26	43,922	33,559	77,481	98.0
27	45,187	37,287	82,474	106.4
28	44,420	37,604	82,024	99.5
29	42,451	39,984	82,435	100.5
30	39,012	38,182	77,194	93.6
元	37,531	36,216	73,747	95.5

- 児童書の貸出冊数は、志度図書館では減少しており、寒川図書館では横ばいとなっています。両館合わせての総貸出冊数は、減少しています。

○図書館からの情報提供

図書館のホームページでは、子ども用の蔵書検索ページを設け、マウス操作だけで資料を探せるなど、子どもにも簡単に使えるようにしています。

小学校、中学校へは図書館だより、新着本の案内を毎月配布し、行事予定を年4回配布しています。また、特別展示、イベント等のポスターを随時配布しています。

平成29年度に開設した公式ツイッターでは、おはなし会や新着図書のお知らせ、図書館イベントや職場体験の様子などの情報発信をしています。

*1 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じた標準冊数を定めたもの

4 関係機関・団体等の連携・協力

○学校等と図書館の連携

小・中学校については、前計画で作成した学校図書館を支援するシステムにより、学校からの依頼で、資料の調査と貸出を行いました。

保育所・保育園、幼稚園、こども園、児童館については、毎月の団体貸出による読書機会の提供や図書館職員による読み聞かせなどを行いました。

- ・学校図書館支援サービスの周知と幅広い実施は、継続して必要です。
- ・読書活動を行う民間の団体やボランティア団体が情報交換できる場を提供したり、ボランティアの育成・資質向上のための研修の実施をしています。

5 啓発事業

○読書活動啓発事業の実施

学校等では、学校図書館支援員や図書館ボランティアと、読み聞かせなどで図書を活用した学習を行いました。また、保護者に対し読書の大切さを伝える啓発を行いました。

図書館では、おはなし会やクラフト教室、茶道体験、季節のイベント等の児童を対象とした催しで、子どもと本を結びつける事業を行いました。

地域では、読み聞かせに出向いたり、おはなし会を開いたり、子どもの読書活動に関する講演会を開くなどの啓発事業が行われました。



図書館見学の様子

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的施策

1 家庭、学校、地域等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書習慣は、家族と過ごす日常生活を通して形成されます。子どもは、大好きな家族に絵本を読んでもらったり、話しかけてもらったりすることで、本に親しみ、読書の楽しさを知ります。本を読むことに対する興味や関心を引き出すように働きかける役割が家庭にあります。

平成元年11月に行ったアンケートでの「家庭で、お子さんに絵本の読み聞かせをしている保護者の割合」は、保育所・保育園で95.6%、幼稚園で95.2%となっています。5年前の調査結果と比べると、保育所・保育園で9.6%、幼稚園で4.3%上昇しています。

保護者と子どもが積極的に本にふれ合う機会を持つ取組、また、子どもが読書活動を行うことの大切さを理解できるような取組を今後も継続して行う必要があります。

【計画】

① 家庭で読書に親しむ機会の充実

「23が60読書運動^{*2}」などの実施により、子どもの読書活動の意義や大切さについて保護者への呼びかけを行い、子どもの読書の機会が充実されるよう理解を促します。

② ブックスタート事業の充実

3～4ヶ月児健康診査に参加された全ての赤ちゃんと保護者を対象に、絵本の楽しさや子育て支援のメッセージを伝えながら、絵本を手渡すブックスタート事業の充実を図り、絵本を通じて親子がゆったり温かな時間を持つきっかけづくりを行います。

^{*2} 23が60読書運動

毎月23日を含む週を「23が60家庭読書週間」と位置づけ、家族と一緒にその1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組む運動

(2) 学校における読書活動の推進

【現状と課題】

小・中学校では各教科や特別活動等の時間を通じて、児童生徒の調べ学習などの学習活動が展開されており、学校図書館を活用した自主的な学びの充実が、課題の一つとなっています。

令和元年11月に行ったアンケートの「どうすれば、あなたはもっと本を読みたくなくなりますか」という設問に対して、回答の1位が「親や先生、友だちなどにおもしろい本を紹介してほしい」39.2%、2位が「学校で読書の時間を増やしてほしい」26.9%でした。3位以下は大きく割合を減らし、「学校の図書室を利用しやすくする」15.8%、4位が「さぬき市の図書館を使いやすくする」13.2%となっています。

子どもたちが進んで読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるには、その前段階として保護者や先生から、従来よりも積極的におすすめの本を紹介をするなど、きっかけを作ってあげる必要があります。

【計画】

① 読書習慣の確立

引き続き、朝の読書活動を市内すべての学校において行い、読書習慣が身に付くよう促します。

② 読書指導の充実

読み聞かせ等を行ったり、話題の本の紹介や推薦本のコーナーを設けるなど、児童生徒の興味や関心を喚起するよう工夫し、また図書館利用についての指導や図書委員会活動を活性化するための取り組みを行います。

③ 読書に対し特別な支援の必要な子どもへの読書活動の推進

様々な理由により読書の困難な子どもが、発達や障がいに応じた選書や読書環境の整備、視聴覚機器の活用等により、豊かな読書活動を行えるよう読書活動の推進を図ります。

【目標】

目標指数	令和2年度（現況）	令和7年度（目標）
一斉読書活動の推進	定期的に全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合 小学校 100% 中学校 100%	定期的に全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合 小学校 100% 中学校 100%
児童生徒一人当たりの学校図書館図書の間貸出冊数	小学校 45.5冊 中学校 9.9冊 (令和元年度実績)	小学校 46冊 中学校 11冊

(3) 保育所・保育園、幼稚園、こども園における読書活動の推進

【現状と課題】

保育所・保育園、幼稚園、こども園においても、保育者やボランティア等による読み聞かせや推薦図書の紹介など子どもの発達段階に応じて様々な読書活動が行われており、本と子どもの出会いの場になっています。

保育者と保護者が読書への理解を深めたり、保護者が絵本の選び方や読み聞かせなどについて職員に気軽に相談できる環境づくりが大切です。また、施設では貸出も行っているため、資料の不足や傷んだ本の修繕が問題です。

【計画】

① 本に親しむ環境整備

子どもが遊びの中で自然に本に親しんだり、本の楽しさを知ることができるよう、発達段階や年齢に合った推薦図書を紹介したり、絵本のコーナーを作るなどの工夫を行います。

引き続き、職員や地域のボランティアによる読み聞かせなどを行い、読書環境の整備に努めます。

② 職員や保護者の読書活動への理解を図る活動

子どもが読書に親しむ活動を積極的に行うよう職員の理解を図ります。また、保護者への読書に関する情報の提供などによる啓発に努めます。

【目標】

目標指標：家で読み聞かせ、又は読書を週1回以上行っている子どもの割合

区分	令和元年度（実績）	令和7年度（目標）
保育所・保育園	86.7%	100%
幼稚園・こども園	89.8%	100%



図書館司書による絵本の読み聞かせ

(4) 図書館、地域等における読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、市民が生涯にわたって学び考え、自立して生きる力を育む生涯学習の拠点であり、子どもにとっては多種多様な本と出合える場所です。

たくさんある中から好みに合った本を選んだり読んだりすることは、知識や言葉による表現力を増やすだけでなく、豊かな感性や、想像力を養い、よりよく生きるための力となります。また、豊富な資料を利用し調べる力を身に付けることは、社会に溢れる情報を収集し活用することのできるリテラシー能力を涵養することにもなります。

しかし、令和元年11月に行ったアンケートでは、保育所・保育園以外のすべての年代で、家で読書をしている子どもの割合が大きく減少し、児童書の貸出冊数も横ばい又は減少傾向が見られます。

一方、図書館や地域で行われているおはなし会などの行事は、図書館へ足を運んだり、おはなしに興味を持ってもらったりと、面白い本に出会うきっかけになっています。

また、子どもや保護者からは、図書館からの情報提供を求める声もあり、ブックリストの作成や読書案内などによる情報提供も重要です。

【計画】

① 図書館における読書に親しむ機会の提供

職員や地域のボランティアによるおはなし会や、クラフト教室などの行事を開き、図書館に足を運んでもらうことにより、本とふれ合う機会の提供を行います。

また、子どもの年齢に合わせた本や興味関心のあるテーマについてブックリストを作成したり児童書コーナーに特設したりすることによって、必要かつ十分な図書情報を提供します。

② 中学生・高校生に対する読書活動の推進

一般及び児童の資料とは別に、ヤングアダルト^{*3}資料のコーナーを作り、10代の子どものニーズに対応する幅広い資料を揃えます。また、読書量が減少しがちな中学生や高校生に対し、小学生までに培った読書習慣や本への興味をなくさないよう読書環境の充実を図ります。

③ 児童館や公民館における読書に親しむ機会の提供

児童館や公民館において、地域のボランティアによる、子どもの年齢に応じた読み聞かせなどを行ったり、読書に関する講座を行うことにより、読書に親しむ機会の提供を行います。

^{*3} ヤングアダルト

大人と子どもの間に位置する年齢（13～18歳頃）のこと

2 読書環境の整備と充実

(1) 学校図書館の整備・充実

【現状と課題】

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能を持つ学校教育において欠くことのできない設備です。その整備のためには、学校図書館の業務について知識や経験を持つ担当者が必要です。

令和元年11月に行ったアンケートでは、「中高生の読書をしない理由」として、中学生・高校生ともに一番多い理由は「他にしたいことがあるから」（中学生25.5%、高校生27.3%）となっています。2位以下は、中学生では「時間がないから」13.3%、「読書が好きではないから」17.5%、「読みたいものがないから」13.2%、高校生では「時間ないから」13.3%、「読みたいものがないから」16.1%、「読書が好きではないから」12.8%となっています。

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な本を整備・充実させていくとともに、興味と意識を図書館や本へ向けられるような、人的体制及び物的体制の両面からの整備が求められます。

【計画】

① 読書環境の整備

子どもの読書意欲を引き出し、調べ学習など各教科における学習活動に役立つ図書資料の充実を図るため、「新学校図書館図書整備5か年計画^{*4}」（平成29～令和3年度）に基づき適切な廃棄と更新を行う中で、蔵書の計画的な整備に努めます。

② 人的環境の整備

学校図書館の運営が充実するよう、学校司書や学校図書館活動支援員の適切な配置に努めます。

また、校内の教職員の協力体制の確立、公務分掌上の配慮などの工夫をします。

③ 学校間の連携

各学校における研修や研究会などを通じて、子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

^{*4} 新学校図書館図書整備5か年計画

国における小・中学校の学校図書館図書整備事業として、平成29年度より5か年計画で毎年220億円、総額約1,100億円の地方交付税措置するもの

(2) 市立図書館の整備・充実

【現状と課題】

図書館では、子どもの読書環境を充実させ、読書活動をより活発にすることを心がけて運営してきましたが、ここ5年来、児童書の貸出冊数は減少又は横ばいの状態となっています。資料をさらに充実させ、子どもたちや保護者が読書の楽しみを実感できる魅力的な図書館の環境づくりが必要となっています。

また、十分な児童サービスを行うためには、専門性に加えて子どもの信頼を得るようなパーソナリティを備えた児童サービス専門の図書館員の存在が必要です。

【計画】

① 資料の充実

子どもの発達段階にあった児童図書を、子どものニーズに応じて提供できるように質量ともに十分な蔵書の構築を図ります。

② 図書館サービス網の充実

図書館を利用していない、あるいは利用しにくい子どもの読書活動を推進するため、地域における図書館サービス網の充実に努めるとともに、関係機関と協力して、地域における資料の充実を図ります。

③ 情報化の推進と情報発信の充実

情報化の進展に対応し、インターネットやデータベースによる情報検索を行える環境を整備し、図書館ホームページ、SNS、紙媒体での情報提供と合わせて資料情報や子どもの読書に関する情報の提供を積極的に行います。

④ 特別な支援を必要とする子どもへのサービス

読書や図書館利用に障がいのある子どものための資料やサービスの充実を図ります。

⑤ 児童担当職員の配置と資質の向上

図書館に児童、ヤングアダルトサービス担当の職員を配置し、資質の向上のためさまざまな研修会等に積極的に参加し、児童、ヤングアダルトサービスについて幅広く学び続ける図書館員を育てます。

【目標】

目標指標：児童書の貸出冊数

令和元年度（実績）	令和7年度（目標）
73,747冊	74,000冊

3 関係機関・団体の連携と協力

【現状と課題】

子どもの読書活動をより効果的に推進するためには、関係機関・団体の連携が欠かせません。図書館は地域に住む全ての子どもたちに、等しく図書館サービスを提供できるよう努めることが必要であり、図書館を利用していない、あるいは利用しにくい子どものために、学校図書館への支援は重要です。また図書館は読書活動の推進拠点として、関係団体・機関と相互の情報交換を行い、連携と協力を図ることが必要です。

【計画】

(1) 学校図書館への支援・協力

① 資料提供

学校からの依頼に応じて、読書のための団体貸出を行ったり、教科の学習を行う上で学校図書館の蔵書では不足する資料を提供したり、レファレンス（資料調査）サービスなどを行います。

また、資料の選択肢を増やし、本に興味を持ってもらえるよう、図書館の新着本を紹介する掲示物を各学校へ配付します。

② 図書館員による支援

学校からの依頼に応じて、図書館員が学校を訪問し、おはなし会やブックトーク^{*5}などを行います。また、学校からの図書館訪問において、図書館利用についての利用教育を行います。

③ 学校図書館運営への支援

学校図書館に携わる人を対象に、図書館業務に関する相談を受けたり、資料選択や環境作りについての技術提供や研修会を行います。

(2) 保育所・保育園、幼稚園、こども園、児童館への協力

① 団体貸出

団体貸出により、施設での読書環境の充実を図ります。

② 図書館職員による協力

図書館員が施設を訪問し、読み聞かせなどを行います。

(3) 各種民間団体との連携

読書活動を行う団体が、相互の連携と協力を行えるよう情報交換の場を提供します。

^{*5} ブックトーク

一つのテーマに沿って何冊かの本を選び、楽しみながら興味を引き出すように本を紹介する

4 啓発・広報活動

市内の子どもや保護者等に、子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさなどについて、理解を広めることが重要です。

(1) 啓発事業の開催

子どもの読書週間等の機会をとらえて読書啓発のためのイベントを開催したり、講演会や講座を開くなど、子どもと本を結びつける事業を行います。

また、読んだ本を記録できる「読書通帳」を児童生徒に配布し、子どもたちが読書への興味を保ち続けられる事業を行います。

(2) 広報活動の推進

市の広報誌などに、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）の紹介を積極的に行います。

また、図書館だよりや広報さぬきで、毎月、新着本やお話し会等の図書館イベントの周知を行い、また、各小学校と中学校へ図書館の新着本を紹介する掲示物を配布します。



読書通帳

第4章 読書活動推進計画の管理と今後の取り組み

1 読書活動推進体制の進行管理

「さぬき市子ども読書活動推進会議」を母体として、この読書活動推進計画の効果的な実施を図るために年次別計画と目標を定め、その達成状況を検証して適切な進行管理に努めます。

また、子どもの読書活動の実態を把握するため、必要に応じて調査を実施します。

2 財政上の措置

本計画に掲げた施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。



参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 3 さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律 第154号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのためのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計

画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

さぬき市子ども読書活動推進会議設置要綱

平成18年1月17日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 さぬき市教育委員会は、「さぬき市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の効果的な推進を図るため、さぬき市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 読書活動推進のための施設、設備、その他諸条件の整備と充実に関すること。
- (3) 関係機関・団体等の連携・協力に関すること。
- (4) 啓発広報等の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) PTA関係者、ボランティア関係者、保育所関係者、学校関係者、公民館関係者及び母子愛育関係者
- (3) 読書活動の推進に協力的な者
- (4) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、さぬき市志度図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年1月17日から施行する。

2 この要綱による最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の次年度の末日までとする。

3 この要綱による最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

さぬき市子ども読書活動推進会議委員名簿

令和3年3月現在

No.	氏名	所属	区分
1	丸尾 紀子	さぬき市立志度保育所主任保育士	さぬき市保育所代表
2	吉原 千秋	さぬき市長尾児童館児童厚生員	さぬき市児童館代表
3	岡田 保	さぬき市立さぬき北幼稚園園長	さぬき市幼稚園代表
4	蓮井 美佳	さぬき市立長尾小学校指導教諭	小学校学校図書館教育部会代表
5	井内 香里	さぬき市立志度中学校教諭	中学校学校図書館教育部会代表
6	川田礼子（会長）	さぬき市図書館友の会会長	ボランティア団体代表
7	山岡 成子	鴨部婦人会会長	ボランティア団体代表
8	阿部 知城	さぬき市PTA連絡協議会副会長	PTA連絡協議会代表
9	出口俊明（副会長）	さぬき市大川公民館館長	公民館代表

（順不同）